

総務大臣 野田 聖子 殿

石川県七尾市長 不 嶋 豊 和

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本市は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度	当該年度の前年度 (平成28年度)	当該年度 (平成29年度)	当該年度の翌年度 (平成30年度)
資金不足比率			
資金不足比率 (下水道事業特別会計)	—	34.1	—

備考

平成28年度及び平成30年度の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載

第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

下水道事業特別会計は、平成30年度の公営企業会計への移行に伴い、平成29年度決算が打切決算となったため、例年、出納整理期間に行っている繰出額より平成29年度の繰出額が少なくなったことから赤字が生じた。

したがって、平成29年度は、決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、平成30年度決算においては、資金不足比率が経営健全化基準未滿(資金不足額なし)となることと判断し、経営健全化計画を定めないこととする。